



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出（福祉・援護課） 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） 2
- 基本測量の実施の通知（道路管理課）…………… 2
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 2
- 歳入の徴収の事務の委託（港湾課）…………… 3
- 公有水面埋立ての免許（港湾課）…………… 3
- 公有水面埋立しゅん功認可・2件（港湾課）…………… 8
- 都市計画事業の認可・2件（都市計画・モノレール課）…………… 10

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 11
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課）…………… 11
- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課）…………… 12
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課）…………… 12
- 開発行為に関する工事の完了・5件（建築指導課）…………… 15

### 正 誤

- 平成20年1月8日付け公報定期第3620号中訂正…………… 17
- 平成23年4月12日付け公報定期第3943号中訂正…………… 17

## 告 示

### 沖縄県告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
もりやま小児科	那覇市首里石嶺町4丁目96番地1	平成23年1月1日
渡名喜眼科	豊見城市字名嘉地220番地4	平成23年1月1日
のと歯科	国頭村字辺土名2141番地1	平成23年1月6日
ちば歯科医院	北谷町字上勢頭820番地1	平成23年2月1日
名護記念クリニック	名護市宮里七丁目22番35号	平成23年2月10日

**沖縄県告示第259号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
イオン薬局那覇店	那覇市金城5丁目10番地2	ジャスコ那覇店 調剤薬局	イオン薬局那覇店	平成23年3月1日

**沖縄県告示第260号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成23年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
もりやま小児科	那覇市首里石嶺町4丁目96番地1	平成22年12月31日
渡名喜眼科	豊見城市字名嘉地220番地4	平成22年12月31日
のと歯科	国頭村字辺土名2141番地1	平成23年1月6日
まるクリニック	宜野湾市真栄原三丁目17番2号友愛ビル2F	平成23年2月21日

**沖縄県告示第261号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 基本測量を実施する地域 石垣市
- 2 基本測量を実施する期間 平成23年4月21日から平成24年3月16日まで
- 3 作業種類 基本測量（超長基線測量）

**沖縄県告示第262号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成23年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施した期間 平成22年5月10日から平成23年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量 電子国土基本図（地図情報）修正測量

**沖縄県告示第263号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 名護市、うるま市、沖縄市、本部町、嘉手納町、読谷村、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、多良間村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村及び伊是名村
- 2 公共測量を実施した期間 平成22年5月7日から平成23年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（レベル2,500及び5,000デジタルマッピング）

#### 沖縄県告示第264号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成23年4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した徴収事務 宜野湾港マリーナの使用料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 ヤンマー沖縄株式会社
  - (2) 所在地 宜野湾市大山七丁目11番12号
- 3 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

#### 沖縄県告示第265号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成23年4月22日

運天港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成23年2月28日 沖縄県指令士第132号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
  - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
  - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 埋立区域
    - ア 位置 名護市字仲尾165の2番地から同市字呉我36番地を経て同市字呉我165の2番に至る間の地先公有水面
    - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線により囲まれた区域
      - ①の地点 四等三角点仲尾（北緯26度37分48秒9321、東経128度00分38秒8127）から27度27分53秒131.19メートルの地点
      - ②の地点 ①の地点から46度29分11秒20.83メートルの地点
      - ③の地点 ②の地点から51度41分12秒20.37メートルの地点
      - ④の地点 ③の地点から82度21分35秒21.24メートルの地点
      - ⑤の地点 ④の地点から70度11分59秒20.17メートルの地点
      - ⑥の地点 ⑤の地点から62度21分44秒8.24メートルの地点
      - ⑦の地点 ⑥の地点から62度30分13秒11.80メートルの地点
      - ⑧の地点 ⑦の地点から64度41分02秒20.29メートルの地点
      - ⑨の地点 ⑧の地点から69度57分58秒15.65メートルの地点
      - ⑩の地点 ⑨の地点から24度20分20秒6.60メートルの地点
      - ⑪の地点 ⑩の地点から298度03分02秒5.69メートルの地点
      - ⑫の地点 ⑪の地点から251度58分18秒16.71メートルの地点
      - ⑬の地点 ⑫の地点から244度54分16秒21.14メートルの地点
      - ⑭の地点 ⑬の地点から242度24分26秒11.94メートルの地点

- ⑮の地点 ⑭の地点から242度43分21秒8.24メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から242度55分21秒20.00メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から243度07分02秒20.00メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から243度08分11秒20.00メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から243度07分20秒20.00メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から243度07分57秒20.00メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から243度20分25秒20.00メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から242度55分31秒20.01メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から243度07分34秒19.99メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から243度19分48秒20.00メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から242度55分39秒20.00メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から243度06分25秒20.00メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から242度37分12秒20.00メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から241度55分18秒20.00メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から241度25分34秒20.01メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から241度24分48秒6.91メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から241度31分09秒13.03メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から242度39分28秒19.65メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から245度09分45秒19.36メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から248度53分49秒13.87メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から251度04分21秒5.22メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から253度59分37秒19.00メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から258度34分40秒19.00メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から263度09分47秒19.00メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から267度44分39秒19.00メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から272度19分08秒19.01メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から276度55分29秒18.99メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から281度29分46秒19.00メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から286度04分41秒19.00メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から290度39分47秒19.00メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から295度14分56秒19.00メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から298度19分20秒6.51メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から300度31分04秒12.56メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から303度28分00秒19.35メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から305度43分01秒6.28メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から36度21分45秒20.74メートルの地点
- ①の地点 ①の地点から304度49分31秒13.31メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から309度37分42秒6.71メートルの地点
- ③の地点 ③の地点から216度18分24秒20.66メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から306度28分13秒7.74メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から307度10分46秒5.56メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から307度09分08秒20.00メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から306度57分21秒20.00メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から306度40分39秒20.00メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から313度08分28秒20.12メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から299度48分38秒20.15メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から306度51分16秒20.00メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から306度51分01秒20.00メートルの地点

㉔の地点	㉔の地点から306度51分10秒20.00メートルの地点
㉕の地点	㉕の地点から306度51分10秒20.00メートルの地点
㉖の地点	㉖の地点から306度51分12秒20.00メートルの地点
㉗の地点	㉗の地点から306度51分14秒20.00メートルの地点
㉘の地点	㉘の地点から306度51分06秒20.00メートルの地点
㉙の地点	㉙の地点から306度51分12秒20.00メートルの地点
㉚の地点	㉚の地点から306度51分06秒20.00メートルの地点
㉛の地点	㉛の地点から306度51分06秒20.00メートルの地点
㉜の地点	㉜の地点から306度51分12秒20.00メートルの地点
㉝の地点	㉝の地点から306度51分06秒20.00メートルの地点
㉞の地点	㉞の地点から306度51分12秒19.99メートルの地点
㉟の地点	㉟の地点から306度51分14秒20.01メートルの地点
㊱の地点	㊱の地点から306度51分03秒17.38メートルの地点
㊲の地点	㊲の地点から307度32分16秒2.61メートルの地点
㊳の地点	㊳の地点から308度35分01秒19.39メートルの地点
㊴の地点	㊴の地点から313度07分33秒16.97メートルの地点
㊵の地点	㊵の地点から316度11分30秒1.46メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から320度57分30秒18.00メートルの地点
㊷の地点	㊷の地点から328度17分18秒11.97メートルの地点
㊸の地点	㊸の地点から337度02分53秒6.10メートルの地点
㊹の地点	㊹の地点から338度19分59秒18.77メートルの地点
㊺の地点	㊺の地点から337度35分37秒14.04メートルの地点
㊻の地点	㊻の地点から334度55分26秒4.61メートルの地点
㊼の地点	㊼の地点から339度21分16秒1.12メートルの地点
㊽の地点	㊽の地点から342度40分55秒19.48メートルの地点
㊾の地点	㊾の地点から348度31分43秒17.90メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から351度31分00秒0.60メートルの地点
㊰の地点	㊰の地点から355度41分40秒17.88メートルの地点
㊱の地点	㊱の地点から352度53分27秒5.79メートルの地点
㊲の地点	㊲の地点から268度40分45秒2.69メートルの地点
㊳の地点	㊳の地点から188度42分24秒5.96メートルの地点
㊴の地点	㊴の地点から173度37分31秒18.44メートルの地点
㊵の地点	㊵の地点から168度48分04秒0.61メートルの地点
㊶の地点	㊶の地点から163度49分11秒18.19メートルの地点
㊷の地点	㊷の地点から170度51分11秒19.89メートルの地点
㊸の地点	㊸の地点から158度33分45秒1.11メートルの地点
㊹の地点	㊹の地点から159度28分34秒4.61メートルの地点
㊺の地点	㊺の地点から159度02分31秒14.13メートルの地点
㊻の地点	㊻の地点から158度50分29秒19.30メートルの地点
㊼の地点	㊼の地点から159度31分17秒6.42メートルの地点
㊽の地点	㊽の地点から158度39分46秒12.93メートルの地点
㊾の地点	㊾の地点から158度13分16秒20.71メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から162度58分05秒1.85メートルの地点
㊰の地点	㊰の地点から154度58分31秒20.61メートルの地点
㊱の地点	㊱の地点から133度54分07秒7.27メートルの地点
㊲の地点	㊲の地点から84度59分31秒3.56メートルの地点
㊳の地点	㊳の地点から130度01分51秒10.65メートルの地点
㊴の地点	㊴の地点から129度39分17秒2.63メートルの地点



- ⑪の地点 ⑪の地点から128度55分35秒17.40メートルの地点
- ⑫の地点 ⑫の地点から126度51分08秒20.00メートルの地点
- ⑬の地点 ⑬の地点から126度50分57秒20.00メートルの地点
- ⑭の地点 ⑭の地点から126度51分18秒20.00メートルの地点
- ⑮の地点 ⑮の地点から126度51分06秒20.00メートルの地点
- ⑯の地点 ⑯の地点から126度51分36秒5.76メートルの地点
- ⑰の地点 ⑰の地点から172度36分45秒7.07メートルの地点
- ⑱の地点 ⑱の地点から122度47分03秒9.33メートルの地点
- ⑲の地点 ⑲の地点から125度10分40秒8.72メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から152度32分05秒12.52メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から140度58分31秒4.46メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から81度51分00秒15.08メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から126度51分06秒5.01メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から126度51分06秒20.00メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から126度51分30秒4.99メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から123度59分26秒15.03メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から123度59分07秒20.03メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から124度42分35秒20.01メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から126度51分13秒165.55メートルの地点
- ㊱の地点 ㉘の地点から126度44分08秒14.49メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から125度47分14秒20.22メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から123度26分41秒20.39メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から120度30分54秒13.51メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から118度19分40秒7.05メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から115度14分46秒20.60メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から110度39分35秒20.59メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から106度04分48秒20.59メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から101度48分05秒20.60メートルの地点
- ㊺の地点 ㊸の地点から100度12分30秒20.69メートルの地点
- ㊻の地点 ㊸の地点から100度01分18秒21.00メートルの地点
- ㊼の地点 ㊼の地点から90度27分02秒20.99メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から83度15分40秒21.01メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から78度48分16秒21.00メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から74度15分04秒21.01メートルの地点
- ㉀の地点 ㊿の地点から71度17分34秒5.79メートルの地点
- ㉁の地点 ㊿の地点から68度49分44秒15.16メートルの地点
- ㉂の地点 ㉁の地点から66度06分47秒20.66メートルの地点
- ㉃の地点 ㉁の地点から64度11分47秒20.36メートルの地点
- ㉄の地点 ㉁の地点から63度43分37秒13.16メートルの地点
- ㉅の地点 ㉁の地点から64度00分20秒6.92メートルの地点
- ㉆の地点 ㉅の地点から63度57分51秒20.00メートルの地点
- ㉇の地点 ㉅の地点から63度44分05秒20.01メートルの地点
- ㉈の地点 ㉅の地点から49度04分14秒9.26メートルの地点
- ㉉の地点 ㉅の地点から44度44分38秒46.69メートルの地点
- ㊰の地点 ㉅の地点から45度02分19秒1.05メートルの地点
- ㊱の地点 ㉅の地点から46度08分48秒1.98メートルの地点
- ㊲の地点 ㉅の地点から52度48分42秒0.90メートルの地点
- ㊳の地点 ㉅の地点から58度39分48秒1.84メートルの地点

- ㉔の地点 ㉔の地点から61度17分32秒1.83メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から62度54分03秒9.60メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から64度41分40秒1.75メートルの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から51度38分31秒2.20メートルの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から62度35分18秒9.23メートルの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から62度31分15秒3.45メートルの地点
- ㉚の地点 ㉚の地点から62度42分42秒9.32メートルの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から62度41分51秒13.10メートルの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から66度46分17秒10.56メートルの地点
- ㉝の地点 ㉝の地点から62度32分04秒20.00メートルの地点

ウ 面積 23,178.33平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 名護市字仲尾137の1番並びに同市字呉我36番及び165の1番の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉗の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ㉑の地点 四等三角点仲尾（北緯26度37分48秒9321、東経128度00分38秒8127）から10度48分20秒76.43メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から62度41分47秒148.23メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から68度06分15秒43.43メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から77度37分42秒26.26メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から103度51分37秒24.59メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から118度38分50秒14.31メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から124度34分05秒35.46メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から34度38分35秒25.03メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から304度38分32秒46.32メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から286度08分28秒35.09メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から337度26分01秒23.17メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から314度27分17秒11.94メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から264度22分25秒19.37メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から225度22分16秒27.51メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から242度53分36秒364.54メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から246度18分12秒42.50メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から254度00分21秒15.40メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から267度44分35秒62.63メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から279度12分35秒31.24メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から337度49分34秒11.19メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から291度05分42秒26.19メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から306度14分59秒29.13メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から36度14分16秒23.48メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から306度14分28秒70.10メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から216度14分40秒28.93メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から306度51分17秒47.69メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から332度39分14秒10.46メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から306度50分56秒21.40メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から280度12分15秒10.14メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から306度51分09秒149.32メートルの地点
- ㉑の地点 ㊿の地点から330度46分14秒11.23メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から306度51分06秒21.28メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から282度28分47秒11.57メートルの地点

- ㉔の地点 ㉓の地点から307度01分21秒71.61メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から266度36分31秒21.91メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から310度29分45秒45.73メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から326度23分44秒35.58メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から337度29分56秒34.12メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から348度49分46秒56.03メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から326度28分10秒27.69メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から270度29分48秒37.88メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から201度31分41秒13.55メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から178度02分15秒22.19メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から170度13分36秒43.63メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から160度28分06秒40.89メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から153度11分07秒21.34メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から148度36分42秒22.02メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から142度20分53秒26.77メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から229度14分59秒13.10メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から137度40分22秒10.34メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から114度54分33秒41.92メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から126度51分11秒95.61メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から172度37分02秒15.05メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から216度51分31秒26.88メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から255度49分25秒4.07メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から216度51分02秒9.39メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から138度50分49秒25.81メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から42度28分02秒29.59メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から58度13分04秒21.89メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から83度50分26秒10.10メートルの地点
- ㊰の地点 ㊿の地点から125度57分47秒82.25メートルの地点
- ㊱の地点 ㊰の地点から126度51分10秒140.00メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から124度24分49秒81.27メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から117度51分08秒42.18メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から107度49分16秒42.24メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から98度34分36秒85.29メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から85度31分42秒43.58メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から72度49分30秒43.64メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から63度12分52秒104.66メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から133度45分49秒9.52メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から43度46分51秒47.60メートルの地点

ウ 面積 89,134.88平方メートル

埋立地の用途 道路用地、護岸敷、船揚場及び階段敷

**沖縄県告示第266号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成23年 4月22日

仲田港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成23年 3月18日 沖縄県指令土第210号



## 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

- (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
- (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

## 3 埋立区域

- (1) 位置 伊是名村字仲田上仲田160番4、同字仲田仲田156番10、156番11及び156番2に接する無地番地の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑳の地点を結んだ線により囲まれた区域
  - ①の地点 一等三角点伊是名（北緯26度55分10秒6177、東経127度56分38秒9132）から47度04分22秒973.05メートルの地点
  - ②の地点 ①の地点から277度44分02秒94.35メートルの地点
  - ③の地点 ②の地点から7度44分01秒55.08メートルの地点
  - ④の地点 ③の地点から277度44分05秒25.63メートルの地点
  - ⑤の地点 ④の地点から166度52分36秒9.60メートルの地点
  - ⑥の地点 ⑤の地点から148度43分37秒12.87メートルの地点
  - ⑦の地点 ⑥の地点から172度59分23秒10.34メートルの地点
  - ⑧の地点 ⑦の地点から199度35分22秒10.21メートルの地点
  - ⑨の地点 ⑧の地点から176度18分28秒10.20メートルの地点
  - ⑩の地点 ⑨の地点から187度17分26秒10.00メートルの地点
  - ⑪の地点 ⑩の地点から177度04分15秒10.17メートルの地点
  - ⑫の地点 ⑪の地点から175度45分50秒7.21メートルの地点
  - ⑬の地点 ⑫の地点から140度07分26秒4.36メートルの地点
  - ⑭の地点 ⑬の地点から153度57分24秒12.03メートルの地点
  - ⑮の地点 ⑭の地点から106度57分47秒6.27メートルの地点
  - ⑯の地点 ⑮の地点から118度25分11秒4.07メートルの地点
  - ⑰の地点 ⑯の地点から119度23分30秒19.09メートルの地点
  - ⑱の地点 ⑰の地点から114度00分35秒15.41メートルの地点
  - ⑲の地点 ⑱の地点から116度43分57秒16.99メートルの地点
  - ⑳の地点 ⑲の地点から102度09分26秒8.02メートルの地点
  - ㉑の地点 ㉑の地点から7度41分45秒20.07メートルの地点
  - ㉒の地点 ㉒の地点から97度55分30秒25.97メートルの地点
- (3) 面積 5,001.37平方メートル

## 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成21年3月31日 沖縄県指令土第451号

## 5 関係図書を閲覧することができる市町村名 伊是名村

**沖縄県告示第267号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成23年4月22日

野甫港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

## 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成23年3月17日 沖縄県指令土第211号

## 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

- (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
- (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多

## 3 埋立区域

- (1) 位置 伊平屋村字野甫コシノ川原194番8の地先公有水面
- (2) 区域

ア A区域 次の各地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点から⑧の地点ま

でを結ぶ平成20年の春分の満潮位 (D.L.+1.84メートル) における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位 (D.L.+1.84メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点東5野甫 (北緯26度59分27秒9163、東経127度55分15秒4586) から40度14分50秒803.60メートルの地点

②の地点 ①の地点から46度58分32秒13.72メートルの地点

③の地点 ②の地点から136度14分00秒42.58メートルの地点

④の地点 ③の地点から225度40分57秒1.59メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から135度41分35秒7.13メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から225度33分24秒15.43メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から315度50分11秒17.26メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から44度19分10秒0.78メートルの地点

イ B区域 次の各地点のうち⑨の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線、⑬の地点から⑯の地点までを結ぶ平成20年の春分の満潮位 (D.L.+1.84メートル) における公有水面と陸地との境界線及び⑨の地点と⑯の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位 (D.L.+1.84メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑨の地点 四等三角点東5野甫 (北緯26度59分27秒9163、東経127度55分15秒4586) から41度05分11秒717.45メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から225度29分20秒23.48メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から135度54分51秒0.34メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から225度22分35秒3.98メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から315度23分59秒7.48メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から67度23分08秒8.27メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から42度38分08秒13.34メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から60度36分43秒6.32メートルの地点

### (3) 面積

A区域 772.65平方メートル

B区域 126.81平方メートル

合 計 899.46平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成21年 3月31日 沖縄県指令土第452号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 伊平屋村

### 沖縄県告示第268号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成23年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 うるま市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 中部広域都市計画公園事業

(2) 名称 3・4・具2号ヌーリ川公園

3 事業施行期間 平成23年 4月22日から平成29年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 沖縄県うるま市字田場金座原及び河門原地内

(2) 使用の部分 なし

### 沖縄県告示第269号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成23年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・南4号津嘉山北3号公園
- 3 事業施行期間 平成23年4月22日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山大垣原地内
  - (2) 使用の部分 なし

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年6月10日まで縦覧に供する。  
平成23年4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年4月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人H・U・B研究所
- 3 代表者の氏名 親川修
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市美里一丁目26番49号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者及び児童やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、日常生活や余暇活動時における介助、支援、調査研究に関する事業を行い、本当の意味で地域に根ざした「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」の創造に貢献し、すべての人々が健やかに自由に暮らせる地域社会づくりと社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年6月3日まで縦覧に供する。  
平成23年4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年4月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ライフサポートてだこ
- 3 代表者の氏名 松本哲治
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市宮城三丁目13番12号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県浦添市を活動の拠点とし、高齢者や障害者・児とその家族、または、一般市民に対して介護・福祉系サービスを提供する事業やまちづくりに関する様々な活動を通して、地域共同体の発展と個人の幸福に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年6月7日まで縦覧に供する。  
平成23年4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成23年4月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人友志企画
- 3 代表者の氏名 仲原英次

- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市山内三丁目4番8号2F
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域住民及びお年寄り、障がい者、子供達に対して、共同で行う開催事業や交流事業、スポーツ大会事業のサポート及び地域の清掃・環境美化活動などを行い住民参加と相互扶助の精神に基づき地域社会に根ざしたサービスを提供しました、一般市民に対しての就労支援活動を通し、すべての人々が健康で文化的な暮らしができる地域社会づくりと社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成23年4月22日から同年8月22日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。

平成23年4月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 はにんす宜野湾 宜野湾市大山七丁目1400番16
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社 J P Tダイレクト 東京都千代田区内神田三丁目2番8号 取締役 栗国正樹
- 3 届出年月日 平成23年4月1日
- 4 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 次の表のとおり  
変更後 次の表のとおり  
（「次の表」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日  
次の表のとおり  
（「次の表」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。）
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年4月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年3月8日
  - (2) 商号名 産建材木店
  - (3) 代表者名 上原洋
  - (4) 所在地 那覇市泉崎1丁目17番14号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第8993号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成23年2月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年3月8日
  - (2) 商号名 友利建設
  - (3) 代表者名 友利達男



- (4) 所在地 宮古島市城辺字新城841番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17)第420号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年2月28日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成23年3月8日  
(2) 商号名 株式会社D・C・R  
(3) 代表者名 松島政博  
(4) 所在地 那覇市壺川1丁目1番地15  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第11018号、沖縄県知事 許可(般-21)第11018号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年3月1日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成23年3月8日  
(2) 商号名 有限会社饒波建設工業  
(3) 代表者名 饒波正治  
(4) 所在地 国頭郡本部町字東486番地の2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第7602号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年3月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成23年3月16日  
(2) 商号名 有限会社花城組  
(3) 代表者名 花城清榮  
(4) 所在地 国頭郡宜野座村字漢那2071番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第5477号、沖縄県知事 許可(般-18)第5477号、沖縄県知事 許可(特-22)第5477号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年2月21日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成23年3月16日  
(2) 商号名 有限会社名電システム  
(3) 代表者名 伊野波盛隆  
(4) 所在地 名護市字為又586番地の1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第7421号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年2月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成23年3月16日  
(2) 商号名 大伸商事  
(3) 代表者名 幸地徹夫  
(4) 所在地 沖縄市胡屋四丁目26番23号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第6838号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年2月28日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成23年3月16日



- (2) 商号名 株式会社日邦建設  
(3) 代表者名 長濱眞三  
(4) 所在地 沖縄市字美里1351番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-20)第4710号、沖縄県知事 許可(特-22)第4710号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年3月2日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成23年3月16日  
(2) 商号名 株式会社タイエイ建設  
(3) 代表者名 與那覇實  
(4) 所在地 那覇市曙1丁目5番14号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第11181号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年3月4日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成23年3月25日  
(2) 商号名 有限会社大城土木  
(3) 代表者名 大城道子  
(4) 所在地 名護市字田井等650番地の3  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19)第6383号、沖縄県知事 許可(般-19)第6383号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年3月17日付けの那覇地方裁判所の破産手続開始の決定により解散した。
- 11(1) 処分をした年月日 平成23年3月28日  
(2) 商号名 若狭サービス社  
(3) 代表者名 仲波名初枝  
(4) 所在地 那覇市首里大名町2丁目13番地5  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第8657号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年2月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成23年3月28日  
(2) 商号名 有限会社ショウエイ産業  
(3) 代表者名 松原英雄  
(4) 所在地 島尻郡与那原町字上与那原344番地2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第10055号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年3月16日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成23年3月30日  
(2) 商号名 丸孝建設  
(3) 代表者名 大城孝夫  
(4) 所在地 沖縄市知花五丁目33番27号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第5597号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年3月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成23年3月30日
- (2) 商号名 株式会社島袋組
- (3) 代表者名 島袋幸雄
- (4) 所在地 豊見城市字与根300番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19)第5149号、沖縄県知事 許可(般-19)第5149号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年3月9日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成23年3月30日
- (2) 商号名 株式会社グッドワン
- (3) 代表者名 石川真吾
- (4) 所在地 うるま市石川一丁目40番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-20)第11363号、沖縄県知事 許可(般-20)第11363号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年3月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成23年3月30日
- (2) 商号名 有限会社伊良皆建設
- (3) 代表者名 伊良皆徹
- (4) 所在地 豊見城市字嘉数647番地の2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第8783号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年3月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成23年3月30日
- (2) 商号名 新松建設株式会社
- (3) 代表者名 平良隆
- (4) 所在地 那覇市字上間205番地の1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第5395号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成23年3月14日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年4月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成16年11月25日 沖縄県指令土第1744号、平成22年9月2日 沖縄県指令土第760号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字伊原間40番10、40番11、52番、53番、53番2及び54番
- 3 公共施設
  - (1) 種類道路、緑地及び水路
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市前島3丁目1番21号 沖縄フロンティア株式会社 代表

取締役 安里安秀

5 検査済証番号 平成23年 4月 4日 第2890号

6 工事完了年月日 平成22年12月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 4月16日 沖縄県指令士第455号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字屋宜原40番 1 及び41番 4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字屋宜原708番地 1 伊佐達治
- 5 検査済証番号 平成23年 4月 6日 第2891号
- 6 工事完了年月日 平成23年 3月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成 5年 8月 2日 沖縄県指令士第655号、平成23年 3月18日 沖縄県指令士第224号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜被留原756番地
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字奥間210番地 2 喜屋武満
- 5 検査済証番号 平成23年 4月12日 第2892号
- 6 工事完了年月日 平成23年 3月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成 8年 9月12日 沖縄県指令士第807号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋525番 1 及び526番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字安谷屋2175番地 柴田祐藏
- 5 検査済証番号 平成23年 4月13日 第2893号
- 6 工事完了年月日 平成23年 3月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 4月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 6月 7日 沖縄県指令士第541号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字照屋安平田原333番 1 及び331番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字照屋 5 番地の 1 大城潤治
- 5 検査済証番号 平成23年 4月13日 第2894号
- 6 工事完了年月日 平成23年 3月25日

---

**正 誤**

---

平成20年1月8日付け公報定期第3620号掲載の「土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（沖縄県告示第8号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
8	下から18	平成24年3月31日まで	平成26年3月31日まで

平成23年4月12日付け公報定期第3943号掲載の「開発行為に関する工事の完了」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	上から14	沖縄指令土第426号	沖縄県指令土第426号

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8